

裁 決

---

審査請求人

東京都千代田区有楽町一丁目6番6号  
小谷ビル4階 日比谷シティ法律事務所  
上記代理人 弁護士 舛田 正

処 分 庁 葛飾区福祉事務所長

審査請求人が平成26年9月25日に提起した生活保護法63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が審査請求人に対し平成26年7月17日付けでした生活保護法63条の規定に基づく返還金額決定処分を取り消す。

理 由

第1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し平成26年7月17日付けでした生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、必要経費として控除できる部分について、その取消しを求めるというものである。

## 第2 経緯（保護決定調書、本件処分通知書）

- 1 平成23年9月16日、処分庁は請求人に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成26年7月17日、処分庁は、返還を決定した日を「平成26年7月16日」、返還を決定した理由を「障害基礎年金の遡及受給」、返還金額及び返還免除額を「返還対象額は4,074,103円です。返還免除額は8,520円です。この結果、返還金は4,065,583円になります。」、返還対象期間を「平成26年8月～平成26年8月」とする、法63条の規定に基づく返還金額決定を行い、請求人に通知した（本件処分）。

## 第3 当庁の判断

- 1 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるとされている（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局

保護課長事務連絡「生活保護問答集について」問13-5（答）参照）。

- 2 これを本件処分に係る通知書についてみると、「返還対象期間」に記載されている期間は、本件処分がなされた時点において未到来のものである。そのため、法63条は過去に保護として受けた金品の返還をさせるものであるのに、本件処分については、いずれの期間に受けたものを返還すべきとするのか全く知ることができず、処分の内容を特定することが困難であると認められる。

そうすると、本件処分は明らかに法63条の規定にそぐわないものというほかなく、その余の点について判断するまでもなく、違法又は不当な処分として取消しを免れない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法40条3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成26年12月17日

審査庁 東京都知事 舛添 要一